

## 要措置区域（指定されている区域）

岐阜県内（岐阜市を除きます。）における、土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づく要措置区域は下表のとおりです。

整理番号	指定区域の所在地	指定年月日 告示番号	変更年月日 告示番号	端緒 (※)	指定区域 の面積	基準に適合しない 特定有害物質
措置-岐阜-5	羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	R2. 2. 14 第44号	—	3条	1230. 17m <sup>2</sup>	水銀 鉛 砒素 ふつ素
措置-岐阜-8	本巣郡北方町北方字間長島2890番1の一部	R7. 11. 7 第465号	—	3条	451. 8m <sup>2</sup>	砒素
措置-東濃-2	多治見市笠原町字梅平4024番450の一部	H26. 6. 17 第445号	—	3条	205m <sup>2</sup>	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン
措置-東濃-4	土岐市妻木町字鍛冶ヶ入2375番1及び2 並びに2378番1及び2379番2の各一部	R3. 8. 10 第348号	—	3条	699. 5m <sup>2</sup>	六価クロム
措置-東濃-5	多治見市笠原町字森下1647番1の一部	R7. 12. 5 第503号	—	14条	297. 91m <sup>2</sup>	砒素

※端緒：土壤汚染対策法第3条、第4条、第5条及び第14条の別を表しています。

\* 詳細については、必ず指定区域台帳でご確認ください。